⑶　入札説明会の日時及び場所　平成28年４月27日（水）13時30分　函館競馬場　大会議室
⑷　入札、開札の日時及び場所　平成28年５月20日（金）13時30分　函館競馬場　大会議室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除する。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提示した入札書及び入札条件に違反した入札書は無効とする。また、落札業者が契約締結までの期間に競争入札参加停止措置を受けた場合は、本入札に関する一切を無効とする。
⑷　契約書の作成の要否　要
⑸　落札者の決定方法　上記２の要件を満たした業者であって、本会が作成した予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑹　本入札に参加する者は、予め「日本中央競馬会物品等入札心得」を熟覧し、承諾したうえで入札しなければならない。
5　Summary
⑴　Official in charge of contract : Hiroyasu Tomonari Assistant General Manager of the Hakodate Racecourse of Japan Racing Association.
⑵　Classification of the products to be Procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Electric Power
⑷　Delivery period : From 1 July 2016 through 30 June 2017
⑸　Delivery place : Hakodate Racecourse
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : A
⑺　Time limit of tender : By 13 : 30　20 May 2016.
⑻　Contact point for the notice : General Affairs Section, Japan Racing Association, Hakodate Racecourse, 12―2, Komaba-cho Hakodate-shi, Hokkai-do 042―8585 Japan TEL 0138―53―1021

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
なお、本工事に係る落札決定及び契約締結は、当該工事に係る平成28年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。
平成 28 年３月１日
支出負担行為担当官
北海道開発局札幌開発建設部長　石田　悦一
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01
○開発札幌第 30 号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　新千歳空港　Ａ滑走路南側舗装老朽化対策工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　北海道苫小牧市
⑷　工事内容　工事延長：Ｌ＝450m、本体舗装（切削打換え）：Ａ≒27,000㎡、ショルダー舗装（撤去打換え）：Ａ≒240㎡、ショルダー舗装（切削嵩上げ）：Ａ≒7,080㎡、誘導路擦りつけ舗装：Ａ≒460㎡
⑸　工期　平成28年７月18日から平成29年１月25日まで。（余裕期間：契約締結日の翌日から平成28年７月17日まで）
⑹　使用する主要な資機材　アスファルト合材（密粒度As）：Ｗ≒13,000ｔ、再生アスファルト合材（粗粒度As）：Ｗ≒2,400ｔ
⑺　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）に係るものを除く。
⑽　本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。
⑾　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
⑿　本工事は、北海道開発局が推進している「北海道エコ・コンストラクション・イニシアティブ」の施策の一環として工事現場におけるCO_2削減量を「見える化」する取り組みとして「環境家計簿」を試行する予定であるが、試行の有無については、監督員と協議の上、決定するものとする。
⒀　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出時に、積算に必要な直接工事費及び間接工事費について記載した見積書（以下「見積書」という。）の提出を求め、予定価格作成の為の参考とする「見積活用方式」の試行工事である。
⒁　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。
2　競争参加資格
次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする特定建設工事共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。
なお、特定建設工事共同企業体については、北海道開発局長が別に公示する申請方法に基づき、特定建設工事共同企業体の資格審査を申請すること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　北海道開発局における工事区分「舗装」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成12年度以降に、次の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
・離着陸回数10万回以上の供用中の空港の制限区域内において、基本施設のアスファルト舗装面積20,000㎡以上の工事を施工した実績を有すること。
※「基本施設」とは、滑走路、着陸帯、誘導路及びエプロンをいう。
ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、平成12年度以降に供用中の空港の制限区域内において、基本施設のアスファルト舗装の工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、札幌開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、上記の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、参加を認める。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
⑸　本工事に係る施工計画が適正であること。
この施工計画の提出に当たって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。
⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
なお、本工事は、余裕期間を設定した工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。